



平成 28 年 10 月 5 日
内閣府（防災担当）

平成 28 年台風第 10 号による災害に係る 被災者生活再建支援法の適用について（北海道）

- 平成 28 年台風第 10 号による災害について、北海道から住宅に多数の被害が生じ被災者生活再建支援法に定める自然災害に該当するものと認め、同法を適用する旨の報告があった。
- 今後、以下の区域において、住宅が全壊した世帯、大規模半壊した世帯等については、その申請により被災者生活再建支援制度が適用され、住宅の被害程度に応じた基礎支援金及び住宅の再建方法に応じた加算支援金が公益財団法人道道府県会館から支給される。

該当区域	支援法 適用日	適用基準 (支援法施行令)	住宅被害(世帯)		
			全 壊	半 壊	床上浸水
室 蘭 市 (むろらんし)	8 月 30 日	第 1 条 第 4 号	6	3	0
空 知 郡 南 富 良 野 町 (そらちぐん みなみふらのちょう)	8 月 30 日	第 1 条 第 1 号	6	51	47
白 老 郡 白 老 町 (しらおいぐん しらおいちょう)	8 月 30 日	第 1 条 第 6 号	2	0	1
虻 田 郡 洞 爺 湖 町 (あぶたぐん とうやこちょう)	8 月 30 日	第 1 条 第 6 号	2	0	0
上 川 郡 新 得 町 (かみかわぐん しんとくちょう)	8 月 30 日	第 1 条 第 6 号	2	8	調査中
上 川 郡 清 水 町 (かみかわぐん しみずちょう)	8 月 30 日	第 1 条 第 4 号	6	7	調査中
中 川 郡 幕 別 町 (なかがわぐん まくべつちょう)	8 月 30 日	第 1 条 第 4 号	6	25	0

注：上記の数値は平成 28 年 10 月 5 日（水）9 時 00 分現在の北海道からの報告による。
同数値は今後の調査によって変動することがある。

<参考>

1. 支援金支給の仕組み（法第 18 条）

被災者生活再建支援金は、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給するが、その 1/2 について国が補助することとされている。

2. 対象となる自然災害（施行令第 1 条）

今回の適用は、被災者生活再建支援法施行令第 1 条第 1 号（災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号に該当する被害が発生した市町村）、第 4 号（支援法施行令第 1 条第 1 号又は第 2 号に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県で、その自然災害により 5 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万未満のものに限る。））及び第 6 号（支援法施行令第 1 条第 3 号又は第 4 号に規定する都道府県が 2 以上ある場合（※ 1）における市町村（人口 10 万未満のものに限る。）で、その自然災害により 5 以上（人口 5 万未満の市町村は 2 以上）の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村）に係る自然災害に該当することによる。

※1 平成28年台風第10号による災害では、岩手県において支援法（施行令第1条第3号）を適用。

- ※2
- ・室蘭市の人口は、88,585人であり、人口10万未満であることから、全壊5世帯以上で4号に該当。
 - ・南富良野町の人口は、2,555人であり、人口5,000人未満であることから、滅失30世帯以上で1号に該当。
（滅失1世帯＝全壊1世帯＝半壊2世帯＝床上浸水3世帯）
 - ・白老町の人口は、17,744人であり、人口5万未満であることから、全壊2世帯以上で6号に該当。
 - ・洞爺湖町の人口は、9,308人であり、人口5万未満であることから、全壊2世帯以上で6号に該当。
 - ・新得町の人口は、6,290人であり、人口5万未満であることから、全壊2世帯以上で6号に該当。
 - ・清水町の人口は、9,605人であり、人口10万未満であることから、全壊5世帯以上で4号に該当。
 - ・幕別町の人口は、26,764人であり、人口10万未満であることから、全壊5世帯以上で4号に該当。
- ※人口は平成27年国勢調査による。

※ 北海道においても同時発表。

本件問合せ先 内閣府政策統括官（防災担当）付 参事官（事業推進担当）付 湯澤、中井 TEL 03-5253-2111（内線51403） 03-3501-5696（直通）
